

未公開 判決事例紹介

# 駐車場業を巡る 個人事業税の控訴審判決

東京高裁も原審支持し課税処分取消し



本誌896号40頁、898号40頁で紹介した事業税賦課処分取消請求控訴事件の判決について、一部仮名処理した上で紹介する。原審の判決は895号24頁に掲載。

○コインパーキング事業者に土地を賃貸した個人への個人事業税課税の是非が争われた事件。東京高裁は令和3年8月26日、被控訴人が「駐車場業」を行う者であると認めることはできないと判断し、原審に引き続き東京都（控訴人）の個人事業税賦課決定処分を取り消した（令和3年（行コ）第93号）（東京都は上告を断念したため確定）。

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 控訴の趣旨

#### 1 主位的控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 本件訴えのうち、処分行政庁が令和元年8月1日付けでした平成30年所得分に係る個人事業税賦課決定処分の取消しを求める部分を却下する。
- (3) 被控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

### 2 予備的控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

### 第2 事案の概要

1 本件は、所有する土地を訴外A産業株式会社（以下「訴外A」という。）に貸し付けて同社の運営する駐車場用地として使用させている被控訴人が、平成28年分から平成30年分までの所得税及び復興特別所得税につき、上記土地の賃料収入を不動産所得として確定申告をしたところ、処分行政庁から、被控訴人は個人事業税の課税対象となる「駐車場業」を行う者に該当するとして、平成28年分から平成30年分までの各個人事業税賦課決定処分を受けたことから、被控訴人は訴外Aに上記土地を賃貸しているにすぎず、駐車場事業を行っているものではないなどと主張して、上記各個人事業税賦課決定処分の取消しを求めた事案である。

原審は、被控訴人の請求をいずれも認容したところ、これを不服とする控訴人が控訴をした。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、原判決18頁1行目の冒頭に「税額を各4万9200円とする」